

令和6年度山口市予防接種計画

山口市健康増進課

1. A類疾病の定期予防接種

予防接種名	対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等	
BCG(結核)	生後1歳に至るまで	生後5～7月	1回		
B型肝炎	生後1歳に至るまで	生後2～8月	3回	27日以上の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回接種	
五種混合(※1) (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～7月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加		1期初回終了後6～18月	1回	1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) 三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加		1期初回終了後12～18月	1回	1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満	小学6年生	1回	予診票は学校を通じて配布 接種の際は保護者同伴
ポリオ(急性灰白髄炎)	初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回	20日以上の間隔をおく
	追加		初回終了後12～18月	1回	初回接種終了後6月以上の間隔をおく
MR(麻しん・風しん)	1期	生後12月から24月に至るまで	—	1回	
	2期	5歳以上7歳未満であって、 <u>小学校就学前の1年間</u>	—	1回	
	5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	—	1回	抗体検査を前置する
水痘	初回	生後12月から36月に至るまで	生後12～14月	1回	
	追加		初回終了後6～12月	1回	初回接種終了後3月以上の間隔をおく
日本脳炎	1期初回	生後6月から90月(7歳半)に至るまで及び特例対象者	3歳	2回	6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおく
	1期追加		4歳	1回	初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に接種
	2期	9歳以上13歳未満及び特例対象者	小学4年生	1回	予診票は学校を通じて配布 接種の際は保護者同伴
ロタウイルス (右記のいずれかを選択)	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日まで (令和2年8月1日以後に生まれた者に限る)	初回接種は、生後2月～生後14週6日	2回	27日以上の間隔をおく
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日まで (令和2年8月1日以後に生まれた者に限る)		3回	27日以上の間隔をおく

予防接種名	対象年齢	接種開始時期 ※接種開始時期によって接種回数が変わります。	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
ヒブ (インフルエンザ菌b型) (※1)	生後2～60月 (5歳)未満	生後2月から7月	接種開始時期が生後2月から7月	4回(初回3回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で3回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回接種
		生後7月から12月		3回(初回2回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で2回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回接種
		生後12月から60月		1回	
小児用肺炎球菌 (※2)	生後2～60月 (5歳)未満	生後2月から7月	接種開始時期が生後2月から7月	4回(初回3回、追加1回)	・初回:生後24月
		生後7月から12月		3回(初回2回、追加1回)	・初回:生後24月
		生後12月から24月		2回	・初回:生後24月
		生後24月から60月		1回	・初回:生後24月

令和6年度山口市予防接種計画

山口市健康増進課

1. A類疾病の定期接種

予防接種名		対象年齢 ※接種開始時期によって接種回数異なります。	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
子宮頸がん予防 (※3)	サーバリックス(2価)	(定期接種対象者) 小学6年生から高校1年生の年齢相当にある女子	中学1年生	3回	・標準的には1月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から5月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、1回目から5月以上、かつ2回目から2月半以上の間隔を置いて1回接種
	ガーダシル(4価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種
	シルガード9(9価)			2回	・標準的には初回接種の6月後の2回接種とする。(初回から2回目までの接種間隔は最低5月以上とし、5カ月未満で2回目を接種した場合は合計3回の接種とする。2価及び4価HPVワクチンとの交互接種となる場合は3回接種とする。
	シルガード9(9価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種
	サーバリックス(2価)	(キャッチアップ接種対象者) 平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性で、過去に子宮頸がん予防ワクチンを合計3回受けていない方(期間:令和7年3月31日まで)	-	3回	・標準的には1月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から5月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、1回目から5月以上、かつ2回目から2月半以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。
	ガーダシル(4価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。
シルガード9(9価)	3回			・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。	

(※1)五種混合ワクチンについて

- ①使用するワクチンは、五種混合ワクチンを基本とする。ただし、当面の間は、四種混合ワクチン及びヒブワクチンも使用できる。
- ②四種混合ワクチン及び五種混合ワクチンの交互接種について:同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、四種混合ワクチン及びヒブワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、五種混合ワクチンを選択しても差し支えないこととする。
- ③これまでに接種している四種混合ワクチンとヒブワクチンの回数が異なる場合、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう、接種を行うこと。
(例1)初回接種で、四種混合ワクチンを2回、ヒブワクチンを1回接種した方は、初回接種として、五種混合ワクチンを1回、ヒブワクチンを1回接種できる。また、追加接種として、五種混合ワクチンを1回接種できます。
(例2)初回接種で、四種混合ワクチンを3回、ヒブワクチンを1回接種した方は、初回接種として五種混合ワクチンを接種することはできず、ヒブワクチンは2回接種できる。また、追加接種として、五種混合ワクチンを1回接種できる。

(※2)小児用肺炎球菌ワクチンについて

- ①使用するワクチンは、15価ワクチン(パニューバンス)を基本とする。ただし、当面の間は13価ワクチン(プレバナー)も使用できる。
- ②15価ワクチン及び13価ワクチンの交互接種について:13価ワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、15価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

(※3)9価ワクチン(シルガード9)の接種について

- ① 2価または4価HPVワクチンとの交互接種について:同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。
- ② キャッチアップ接種における取扱いについて:同じ種類のHPVワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いてキャッチアップ接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。
- ③ 任意予防接種実施者への経過措置について:定期接種の対象年齢の者が任意接種で9価ワクチンを接種し、1回目または、2回目の接種まで行い、2回目・3回目の接種が定期予防接種以降となった場合は、任意接種で実施した接種も接種回数に含めることとし、残りの接種回数の実施をもって接種を完了したものとみなす。

キャッチアップ接種についての注意点(過去に子宮頸がん予防ワクチン接種中断者や交互接種の取り扱いについて)

- ① 接種中断者についても、1回又は2回接種した後の接種間隔にかかわらず、キャッチアップ対象者となること。
- ② 接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3回目又は3回目)を行うこと。
- ③ 過去に接種歴のある子宮頸がん予防ワクチンと同一の種類のワクチンを使用すること。ただし、過去に接種した子宮頸がん予防ワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種する子宮頸がん予防ワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類の子宮頸がん予防ワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。その際、厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ(HPVワクチンに関するQ&A等)、県や協力医療機関からの情報を参考にすること。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。
- ④ 9価ワクチンを任意予防接種で完了されている方は、2価、4価を接種する必要はありません。